

令和元年 総務環境委員会

○総務環境委員会

○令和元年 8 月 29 日（木曜日）

○第 1 委員会室

○案件 請願・陳情審査（総務関係）

令和元年請願第 1 号 議員報酬を決めるに当たり市民・納税者の意見を反映させることを求める件

同 第 2 号 政治倫理条例の制定を求める件

同 第 3 号 政務活動費の使途の公開を求める件

同 第 8 号 名古屋市会の議会運営委員会の視察先での暴行等の真相究明と再発防止策を求める件

令和元年陳情第 1 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び日本国憲法に基づき公正に解決することを求める意見書提出を求める件

同 第 2 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び日本国憲法に基づき公正に解決することを求める意見書提出を求める件

同 第 3 号 沖縄県民を先住民族とする国連の勧告の撤回を求める意見書提出に関する件

同 第 4 号 市会図書室の利用促進を求める件

○出席委員

委員長 中田ちづこ君

副委員長 うえぞの晋介君

さはしあこ君

委員 佐藤ゆうこ君

吉岡正修君

中里高之君

藤沢ただまさ君

小川としゆき君

加藤一登君

大村光子君

金庭宜雄君

北野よしはる君

-----  
○出席説明員

総務局長	山本正雄君
総務局企画調整監	河田誠一君
総務局総合調整部長	酒井雄一君
総務局総務課長	吉木 彰君
総務局総合調整部総合調整室長	
	舘 雄聡君
市会事務局総務課長	奥山 稔君

-----

○中田委員長 開会に先立ちまして、皆様にお諮りいたします。

本日、審査を予定しております令和元年請願第 1 号、同第 2 号、同第 3 号、同第 8 号及び令和元年陳情第 4 号につきまして、それぞれ口頭陳情の申し出がございました。

あらかじめ正副委員長で協議いたしました結果、各件につきまして、それぞれ 3 分以内で許可することといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」〕

○中田委員長 それでは、さよう決定し、ただいまから口頭陳情を受けることといたします。

それでは、初めに、令和元年請願第 1 号について口頭陳情をお願いいたします。

〔口頭陳情〕

○中田委員長 次に、令和元年請願第 2 号について口頭陳情をお願いいたします。

〔口頭陳情〕

○中田委員長 次に、令和元年請願第 8 号について口頭陳情をお願いいたします。

〔口頭陳情〕

○中田委員長 次に、令和元年請願第 3 号について口頭陳情をお願いいたします。

〔口頭陳情〕

○中田委員長 次に、令和元年陳情第 4 号について口頭陳情をお願いいたします。

〔口頭陳情〕

○中田委員長 以上で口頭陳情を終了いたします。

開会 午後 1 時 15 分

○中田委員長 ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

本日は総務関係の請願・陳情審査を行います。

初めに、令和元年請願第1号を議題に供します。

本件につきましては、先ほど口頭陳情を受けましたので、書記による朗読は省略させていただきます。

それでは、お尋ねなり御意見などがあれば発言をお許しいたします。

◆佐藤委員 前回、今回と同様の請願審査の中で議会としての意思は示されたということで、審査打ち切りになっておりますけれども、1455万円に引き上げたことに対します市民の皆様への説明責任については、議会の意思が示されたとは減税日本としては考えておりません。

市議報酬の引き上げは、民意を反映していないこと、引き上げについて市民の皆様の説明責任を果たしていないということから、本請願に賛同し採択を求めます。

以上です。

○中田委員長 他に。――御発言もないようであります。

それでは、本件の取り扱いについてであります。正副委員長としての意見の一致を見るに至りませんでした。

正副委員長の多数意見といたしましては、議員報酬に関し、本年2月定例会において、平成31年議員提出議案第2号を可決いたしており、また、さきの6月定例会において令和元年議員提出議案第2号を否決いたしておりますことから、既に議会意思確定済みのため、審査打ち切りといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中田委員長 御異議があるようでございますので、起立により採決をいたします。

本件を審査打ち切りとすべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中田委員長 起立多数であります。

よって、本件は審査打ち切りとすべきものと決定いたしました。

次に、令和元年請願第2号及び同8号は、いずれも内容が関連しておりますので、両件を一括議題に供します。

両件につきましては、先ほど口頭陳情を受けましたので、書記による朗読は省略をさせていただきます。

それでは、御意見があれば発言をお許しいたします。

◆大村委員 まず、請願 2 号に関してですが、議会運営委員会の視察自体はそもそも公務として行われたものであり、名古屋市議会基本条例第 3 条に基づき、議員は高い議員性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行することが求められております。

このまま事態を看過することは、市民に選ばれた議員としての資質が疑われることになり、容認することはできません。

また、同様の事案が起きないように再発防止の観点から採択を求めます。

次に、請願第 8 号に関してですが、減税日本ナゴヤは本請願にサインをしており、さきと同様の理由で本請願の趣旨には賛成であり採択を求めます。

また、同様の事案が起きないように再発防止の観点から採択を求めます。

以上です。

○中田委員長 他に。

◆藤沢委員 ちょっと当局の議会事務局の方に確認なんですけども、通常こういったような議題というのはよく理事会とか議運で、名古屋市議会の場合ですね、慣例的に各会派で協議をしないと進まないの、理事会とか議運等で議論をするというのが一般的な方法としてはあるんですけど、そういったような議論が行われたのかどうかということについて、ちょっと確認をしたいんですけど。

◎奥山市会事務局総務課長 失礼いたします。

理事会のほうでは、減税日本ナゴヤさん、それから日本共産党の市議団のほうから申し入れが議長のほうに出ておりまして、これが一旦理事会のほうで議論になったというふうに記憶しております。

その後なんですけど、その中身につきまして減税さんのほうから出た申し入れ書につきましては、一旦その中身について持ち帰りを減税さんのほうにされているというふうに認識をしております。

以上です。

◆藤沢委員 申し入れ書はあったんですけど、それに基づいて何か議論というかはあったんでしょうか。

◎奥山市会事務局総務課長 中身が、この今の請願になっていることに加えましてセクシャルハラスメントの関係のことも記載がなされておりまして、この部分について他の会派の方から少し意見がございまして、もう少し中身を精査する、持ち帰って検討するということで持ち帰られているというふうに思っております。

以上です。

○中田委員長 よろしいですか。

他に。――御発言もないようであります。

それでは、両件の取り扱いについてであります。正副委員長といたしましては、慎重に検討していく必要があることから、本日のところはいずれも保留といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」〕

○中田委員長 それでは、さよう取り扱わせていただきます。

次に、令和元年請願第 3 号を議題に供します。

本件につきましては、先ほど口頭陳情を受けましたので、書記による朗読は省略させていただきます。

それでは、お尋ねなり御意見などがあれば発言をお許しいたします。

◆佐藤委員 政務活動費のインターネット公開は可及的速やかに行うことが議会運営委員会理事会でも確認をされており、インターネット公開により政務活動費の透明性を高めていくことは非常に重要であると考えております。

また、政令指定都市 20 市の中で既に 16 市が政務活動費をネット公開していること、また政務活動費の原資が市民の皆様の血税であることから、本請願の採択を求めます。

以上です。

○中田委員長 他に。――御発言もないようであります。

それでは、本件の取り扱いについてであります。正副委員長といたしましては、慎重に検討していく必要があることから、本日のところは保留といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」〕

○中田委員長 それでは、さよう取り扱わせていただきます。

次に、令和元年陳情第 1 号及び同第 2 号は、いずれも内容が関連しておりますので、両件を一括議題に供し、まず、書記に朗読いたさせます。

〔書記朗読〕

○中田委員長 それでは、お尋ねなり御意見などがあれば発言をお許しいたします。――特に御発言もないようであります。

それでは、両件の取り扱いについてであります。正副委員長といたしましては、いずれもききおくといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」〕

○中田委員長 それでは、さよう決定いたします。

次に、令和元年陳情第 3 号を議題に供し、まず、書記に朗読いたさせます。

〔書記朗読〕

○中田委員長 それでは、お尋ねなり御意見などがあれば発言をお許しいたします。

◆藤沢委員 もっともなことだと思うので、皆さんの御賛同がいただけるなら、私は採択したらいいと思いますけど。

○中田委員長 他に。

◆藤沢委員 皆さんの賛同が得られるならだからね。

○中田委員長 わかりました。

それでは、いかがでしょうか。――それでは、特に御発言もないようでありますので、それでは、本件の取り扱いについてでありますけれども、正副委員長といたしましては、ききおくといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」〕

○中田委員長 それでは、さよう決定いたします。

次に、令和元年陳情第 4 号を議題に供します。

本件につきましては、先ほど口頭陳情を受けましたので、書記による朗読は省略させていただきます。

それでは、お尋ねなり御意見などがあれば発言をお許しいたします。――特に御発言もないようであります。

それでは、本件の取り扱いについてであります、正副委員長といたしましては、ききおくといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」〕

○中田委員長 それでは、さよう決定いたします。

本日の予定は以上であります。

これにて、本日の委員会を散会いたします。

散会 午後 1 時 35 分